

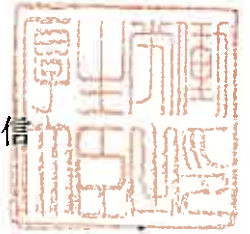
厚生労働省発職 0303 第 3 号

令和 2 年 3 月 3 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要
綱

(人材開発統括官関係)

第一 雇用関係助成金の見直し

一 雇用保険法施行規則の一部改正

1～8 (略)

9 人材開発支援助成金制度の改正

人材開発支援コース助成金の福島県に所在する事業主を対象とする暫定措置について、令和三年三月三十一日まで延長することとする。

10 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

(一) 特定被災区域内の事業主等を対象とする暫定措置について、令和三年三月三十一日まで延長することとする。

(二) 建設又は介護の事業に係る暫定措置について、令和三年三月三十一日まで延長することとする。

と。

(三) 令和元年台風第十九号に係る暫定措置について、令和三年三月三十一日まで延長することとすること。

11 令和四年度までの間、三十五歳以上五十五歳未満の安定した職業に就いていない者に対して、期間の定めのない労働契約による就職を図るため、教育訓練、実習等を行う事業主団体等に委託して実施する事業を、雇用保険法第六十三条第一項第三号に掲げる事業とするものとする。

二 (略)

第二 その他

- 一 この省令は、令和二年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。